

平成26年

第4回市議会定例会 議案第18号

函館市都市公園条例の一部改正について

函館市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例（昭和33年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表4備考以外の部分中「630」を「430」に、「970」を「660」に、「1,300」を「900」に、「560」を「390」に、「900」を「620」に、「1,200」を「850」に、「56」を「39」に、「6」を「4」に、「1,100」を「770」に、「24」を「16」に、「34」を「23」に、「51」を「35」に、「67」を「46」に、「100」を「70」に、「130」を「93」に、「240」を「160」に、「340」を「230」に、「670」を「460」に、「470」を「320」に、「20」を「19」に、「200」を「190」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表4の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

都市公園の占用料の額を改定するため